

介 護 予 防
訪 問 入 浴 介 護

【指定介護予防サービス事業者】

サービスの種類	介護予防訪問入浴介護（介護保険法第8条の2第3項）	
指定単位	種類別に事業所ごと	
指定申請書記載事項	申請書等様式参照	
介護保険法	申請者	法人であること
	設備人員基準	別表設備人員基準参照
	運営基準	別表運営基準参照
	経過措置	なし
法人所轄庁との連携	事業実施に係る登記（変更登記を含む。）がなされているか又はなされることが確実であること	
その他	民間事業者向けに「民間事業者による在宅介護サービス及び在宅入浴サービスのガイドラインについて」が示されている。（昭和63年9月16日老福第27号）	

・ **介護予防訪問入浴介護**

居宅要支援者について、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める場合に、その者の居宅を訪問し、厚生労働省令で定める期間にわたり浴槽を提供して行われる入浴の介護（介護保険法第8条の2第3項）

- 1 「厚生労働省令で定める場合」（介護保険法施行規則第22条の4）
疾病その他やむを得ない理由により入浴の介護が必要なとき
- 2 「厚生労働省令で定める期間」（介護保険法施行規則第22条の2）
居宅要支援者ごとに定める介護予防サービス計画において定めた期間

◎介護予防訪問入浴介護事業所の指定基準

介護予防訪問入浴介護事業所の指定を受けるためには、次の「Ⅰ 人員に関する基準」、「Ⅱ 設備に関する基準」、「Ⅲ 運営に関する基準」及び「Ⅳ 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」をすべて満たす必要があります。

	内 容
Ⅰ 人員に関する基準	<p>1 従業者 (1) 看護職員（看護師、准看護師）1人以上 介護職員 1人以上 (2) うち1人を常勤とする</p> <p>2 管理者 専従・常勤の管理者を1人置くこと *従業者との兼務可 *併設する事業所・施設等がある場合には、これらに従事する者との兼務可</p> <p>※具体的には、17-3ページ以降をご覧ください。</p>
Ⅱ 設備に関する基準	<p>1 事業を行うために必要な広さの専用の区画を有すること</p> <p>2 必要な浴槽等の設備及び備品等を備えること *身体の不自由な者が入浴するのに適した浴槽及び浴槽を運搬し又は入浴設備を備えた車両を確保すること *特に、手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備及び備品を備えること</p> <p>※具体的には、17-3ページ以降をご覧ください。</p>
Ⅲ 運営に関する基準	<p>※17-4ページ以降をご覧ください。</p>
Ⅳ 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	<p>※17-12ページ以降をご覧ください。</p>

◎介護予防訪問入浴介護事業所に関する指定基準について（法第115条の4）

【凡 例】

「法」＝介護保険法（平成9年法律第123号）

「規則」＝介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

「平18厚令35」＝指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生省令第35号）

「平11老企25」＝指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準（平成11年老企第25号：老人保健福祉局企画課長通知）

「平12老計8」＝指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年老計第8号：老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）

※「平18厚令35第55条準用（第8条）」は、「平18厚令35第55条により準用する第8条」という意味です。

I 人員に関する基準

（1）従業者の員数（平18厚令35第47条）

指定介護予防訪問入浴介護事業所における介護予防訪問入浴介護従業者の員数については、最低限必要の数を定めたものであり、介護予防訪問入浴介護の提供量に応じて、平18厚令35第57条第4号の規定に基づく体制に必要な員数を確保するものとする。

（2）管理者（平18厚令35第48条）

指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であつて、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者は、介護予防訪問入浴介護従業者である必要はないものである。

- ① 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者としての職務に従事する場合
- ② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があつても差し支えない。）

II 設備に関する基準（平18厚令35第49条）

- （1）指定介護予防訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りをする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であつても差し支えない。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定介護予防訪問入浴介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。

- (2) 専用の事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース及び浴槽等の備品・設備等を保管するために必要なスペースを確保する必要がある。
- (3) 専用の事務室又は区画については、指定介護予防訪問入浴介護に必要な浴槽（身体の不自由な者が入浴するのに適したもの）、車両（浴槽を運搬し又は入浴設備を備えたもの）等の設備及び備品等を確保する必要がある。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮する必要がある。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定介護予防訪問入浴介護の事業及び当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。

Ⅲ 運営に関する基準

1 内容及び手続の説明及び同意

- (1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。（平 18 厚令 35 第 55 条準用（第 8 条））
- (2) 文書は、わかりやすいものとしなければならない。（平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の(1) 準用）

2 提供拒否の禁止

- 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。（平 18 厚令 35 第 55 条準用（第 9 条））
- 特に要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはならない。（平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の(2)を準用）

3 サービス提供困難時の対応

- 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。（平 18 厚令 35 第 55 条準用（第 10 条））

4 受給資格等の確認

- (1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた

場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめなければならない。(平 18 厚令 35 第 55 条準用 (第 11 条第 1 項))

(2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するよう努めなければならない。(法第 115 条第 3 項、平 18 厚令 35 第 55 条準用 (第 11 条第 2 項))

5 要支援認定の申請に係る援助

(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。(平 18 厚令 35 第 55 条準用 (第 12 条第 1 項))

(2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。(平 18 厚令 35 第 55 条準用 (第 12 条第 2 項))

6 心身の状況等の把握

指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。(平 18 厚令 35 第 55 条準用 (第 13 条))

7 介護予防支援事業者等との連携

(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。(平 18 厚令 35 第 55 条準用 (第 14 条第 1 項))

(2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。(平 18 厚令 35 第 55 条準用 (第 14 条第 2 項))

8 介護予防サービス費の支給を受けるための援助

指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が規則第 83 条の 9 各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。(平 18 厚令 35 第 55 条準用 (第 15 条))

9 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供

指定介護予防訪問入浴介護事業者は、**介護予防サービス計画**が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。(平 18 厚令 35 第 55 条準用 (第 16 条))

10 介護予防サービス計画等の変更の援助

指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。(平 18 厚令 35 第 55 条準用 (第 17 条))

11 身分を証する書類の携行

- (1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。(平 18 厚令 35 第 55 条準用 (第 18 条))
- (2) 証書等には、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の名称、当該介護予防訪問入浴介護従業者の氏名を記載しなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の(8)を準用)

12 サービスの提供の記録

- (1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第 53 条第 4 項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。(平 18 厚令 35 第 55 条準用 (第 19 条第 1 項))
- (2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。(平 18 厚令 35 第 55 条準用 (第 19 条第 2 項))

13 利用料等の受領

- (1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問入浴介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けなければならない。(平 18 厚令 35 第 50 条第 1 項)
- (2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。(平 18 厚令 35 第 50 条第 2 項)
- (3) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けてはならない。(平 18 厚令 35 第 50 条第 3 項)
 - ① 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費
 - ② 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用
- (4) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、上記(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。(平 18 厚令 35 第 50 条第 4 項)
- (5) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要支援被保険者に対し、規則第 65 条で定めるところにより、領収書を交付しなければならない。(法第 53 条第 7 項準用(法第 41 条第 8 項))
- (6) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法第 53 条第 7 項において準用する法第 41 条第 8 項の規定により交付しなければならない領収書に、指定介護予防訪問入浴介護について居宅要支援被保険者から支払を受けた費用の額のうち法第 53 条第 2 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護予防訪問入浴に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防訪問入浴介護に要した費用の額とする。)に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。(規則第 85 条準用(第 65 条))

14 保険給付の請求のための証明書の交付

指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に

対して交付しなければならない。(平 18 厚令 35 第 55 条準用 (第 21 条))

15 利用者に関する市町村への通知

指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。(平 18 厚令 35 第 55 条準用 (第 23 条))

- ① 正当な理由なしに指定訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

16 緊急時等の対応

- (1) 指定介護予防訪問入浴介護従業者は、現に指定介護予防訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定介護予防訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。(平 18 厚令 35 第 51 条)
- (2) 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めなければならない。(平 11 老企 25 第 4 の 3 の (3) の ②)

17 管理者の責務

- (1) 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。(平 18 厚令 35 第 52 条第 1 項)
- (2) 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者に、平成 18 年 3 月 14 日厚生省令第 35 号の「第 3 章第 4 節運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。(平 18 厚令 35 第 52 条第 2 項)

18 運営規程

指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めなければならない。(平 18 厚令 35 第 53 条)

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 指定介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額

- ⑤ 通常の事業の実施地域
- ⑥ サービスの利用に当たっての留意事項
- ⑦ 緊急時等における対応方法
- ⑧ その他運営に関する重要事項

19 勤務体制の確保等

- (1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供できるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めなければならない。(平 18 厚令 35 第 55 条準用 (第 28 条第 1 項))
- (2) 指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、指定介護予防訪問入浴介護従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の 3 の(19)の①を準用)
- (3) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。(平 18 厚令 35 第 55 条準用 (第 28 条第 2 項))
- (4) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。(平 18 厚令 35 第 55 条準用 (第 28 条第 3 項))

20 衛生管理等

- (1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。(平 18 厚令 35 第 55 条準用 (第 29 条第 1 項))
特に、指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者が感染源となることを予防し、また介護予防訪問入浴介護従業者を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の 3 の(20)を準用)
- (2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。(平 18 厚令 35 第 55 条準用 (第 29 条第 2 項))

21 掲示

指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場

所に、運営規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。(平 18 厚令 35 第 55 条準用 (第 30 条))

22 秘密保持等

- (1) 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。(平 18 厚令 35 第 55 条準用 (第 31 条第 1 項))
- (2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。(平 18 厚令 35 第 55 条準用 (第 31 条第 2 項))
- (3) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。(平 18 厚令 35 第 55 条準用 (第 31 条第 3 項))

23 広告

指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。(平 18 厚令 35 第 55 条準用 (第 32 条))

24 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止

指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。(平 18 厚令 35 第 55 条準用 (第 33 条))

25 苦情処理

- (1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。(平 18 厚令 35 第 55 条準用 (第 34 条第 1 項))

具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行わなくてはならない。(平 11 老企 25 第 3 の 3 の (23) の①)

を準用)

(2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。(平 18 厚令 35 第 55 条準用(第 34 条第 2 項))

利用者及びその家族からの苦情に対し、指定介護予防訪問入浴介護事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、その内容等を記録しなければならない。また、指定介護予防訪問入浴介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行わなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の 3 の(23)の②を準用)

(3) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第 23 条(文書の提出等)の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じなければならない。

また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。(平 18 厚令 35 第 55 条準用(第 34 条第 3 項))

(4) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しなければならない。(平 18 厚令 35 第 55 条準用(第 34 条第 4 項))

(5) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条(連合会の業務)第 1 項第 2 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。(平 18 厚令 35 第 55 条準用(第 34 条第 5 項))

(6) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。(平 18 厚令 35 第 55 条準用(第 34 条第 6 項))

26 事故発生時の対応

(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。(平 18 厚令 35 第 55 条準用(第 35 条第 1 項))

(2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しなければならない。(平 18 厚令 35 第 55 条準用(第 35 条第 2 項))

(3) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。(平 18 厚令 35 第 55 条準用(第 35 条第 3 項))

(4) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生

を防ぐための対策を講じなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の 3 の (24) の ③ を準用)

27 会計の区分

- (1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。(平 18 厚令 35 第 55 条準用 (第 36 条))
- (2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平 13 年老振発第 18 号：厚生労働省老健局振興課長通知) に沿って適切に行わなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の 3 の (25) を準用)

28 記録の整備

- (1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。(平 18 厚令 35 第 54 条第 1 項)
- (2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。(平 18 厚令 35 第 54 条第 2 項)
 - ① 平 18 厚令 35 第 55 条において準用される第 19 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - ② 平 18 厚令 35 第 55 条において準用される第 23 条に規定する市町村への通知に係る記録
 - ③ 平 18 厚令 35 第 55 条において準用される第 34 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
 - ④ 平 18 厚令 35 第 55 条において準用される第 35 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

IV 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1 指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針

- (1) 指定介護予防訪問入浴介護は、利用者の介護の予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。(平 18 厚令 35 第 56 条第 1 項)
- (2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。(平 18 厚令 35 第 56 条第 2 項)
- (3) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たり、利用者が出来る限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことが出来るよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。(平 18 厚令 35 第 56 条第 3 項)
- (4) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、一人ひとりの高齢者が出来る限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことが出来るよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ、利用者ごとに目標を設定の上、計画的に行わなければならない。(平 11 老企 25 第 4 の 3 の 2 の (1) の ①)

- (5) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限まで活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービス提供を行わないよう配慮しなければならない。(平 18 厚令 35 第 56 条第 4 項)
- (6) サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービスを提供しないよう配慮しなければならない。(平 11 老企 25 第 4 の 3 の 2 の (1) の ②)

2 指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針

指定介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、平成 18 年 3 月 14 日厚令 35 第 4 6 条に規定する基本方針及び上記 1 に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- ① 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行わなければならない。(平 18 厚令 35 第 57 条第 1 号)
- ② 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況により、訪問時に全身入浴が困難な場合は、利用者の希望により、「清しき」又は「部分浴(洗髪、陰部、足部等)」を実施するなど、適切なサービス提供に努めなければならない。(平 11 老企 25 第 4 の 3 の 2 の (1) の ③)
- ③ 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。(平 18 厚令 35 第 57 条第 2 号)
- ④ 上記③の「サービス提供方法等」とは入浴方法等の内容、作業手順、入浴後の留意点などを含むものである。(平 11 老企 25 第 4 の 3 の 2 の (1) の ④)
- ⑤ 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行わなければならない。(平 18 厚令 35 第 57 条第 3 号)
- ⑥ 指定介護予防訪問入浴介護の提供は、一回の訪問につき、看護職員一人及び介護職員一人をもって行うものとし、これらの者のうち一人を当該サービスの提供責任者とする。
ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることことができる。(平 18 厚令 35 第 57 条第 4 号)
- ⑦ 上記⑥の「サービス提供責任者」については、入浴介護に関する知識や技術を有した者であって、衛生管理や入浴サービスの提供に当たって他の従業者に対し作業手順など適切な指導を行うとともに、利用者が安心してサービス提供を受けられるように配慮しなければならない。また、「主治の医師の意見の確認」については、利用者又は利用者の承諾を得て当該事業者が、利用者の主治医に確認することとし、併せて、次に確認すべき時期についても確認しなければならない。(平 11 老企 25 第 4 の 3 の

2の(1)の⑤)

- ⑧ 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、サービス提供に用いる設備、器具その他の用品については、サービス提供ごとに消毒したものを使用しなければならない。(平18厚令35第57条第5号)
- ⑨ 上記⑦の「サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品」の安全衛生については、特に次の点に注意すること。(平11老企25第4の3の2の(1)の⑥)
 - イ 浴槽など利用者の身体に直に接する設備・器具類は、利用者一人ごとに消毒した清潔なものを使用し、使用後に洗浄及び消毒を行うこと。また、保管に当たっても、清潔保持に留意しなければならない。
 - ロ 皮膚に直に接するタオル等については、利用者一人ごとに取り替えるか個人専用のものを使用する等、安全清潔なものを使用しなければならない。
 - ハ 消毒方法等についてマニュアルを作成するなど、当該従業者に周知させなければならない。

